大阪府環境審議会生活環境保全等施策検討部会（第２回）議事要旨

日時：平成 24 年６月５日（火）13 時～15 時

場所：大阪府環境情報プラザ　研修室

出席委員：桑野委員、津野委員（部会長）、坂東委員、久野委員

議事要旨

○生活環境の保全等に係る施策の現状と課題について事務局が説明（資料１）

久野委員　「大阪 21 世紀の新環境総合計画」の目標年次はいつか。

事務局　　2020 年。

○市町村への権限移譲の状況と大阪府の役割について事務局が説明（資料２）

桑野委員　４ページで技術系職員が０とか分析センターがないとかたくさんあるが、将来、市町村がそれぞれ技術系の職員をもっと増やすとか、あるいは分析センターを造るとかいう計画が元になっているのか。

事務局　権限移譲を受けるにあたり、必要な技術系職員の雇用や育成をお願いしている。環境計量証明事業場に委託を出せば、定形的な分析は直営の分析室を持たなくても可能。ただし、事故時など技術的なノウハウを併せて対応しなければならないときは、直営の分析室は意味を持つので、環境農林水産総合研究所と連携してサポート体制はとっていく。

久野委員　平成 26 年度以降は基本的には全ての市町村に権限を移譲するという話だが、市町村はどういう反応か。市町村のトップは一般論としていいことかもしれないけど、環境サイドはどう思っているのか。

事務局　昨年度、権限移譲を受けた４市にヒアリングをして、権限移譲によるメリット、デメリットを聞いた。メリットとしては、指導効率の向上、届出書の処理に要する時間の短縮が出ている。反面デメリットとしては、業務加重。事業者さんに対する周知不足による届出窓口での混乱があげられている。

久野委員　この権限移譲は、基本的には自治事務か。それともあくまで法定受託事務か。

事務局　基本的な性格は自治事務。それを市町村に委託しているという整理になる。

津野部会長　例えば手続きの瑕疵によって被害が生じたとか、公害上の問題が生じたときの責任は大阪府知事？

事務局　そういうことになる。

津野部会長　中核市や特例市と単純に比較はできないが、職員数が極端に少ない。本当にこれで事務は何の支障もなく中身を伴って行われているのか。

事務局　移譲後１年間は１週間に１回ぐらい市町村にサポートチームが行き、事務に滞りがないとか、実際に現場に立ち入りしたりとか、サポートを続けている。今後も継続的に技術支援ができる体制を作る。権限移譲を受けた市町村で今のところ大きな支障があるとは聞いていない。

久野委員　特に事業場規制で、立ち入り検査とか、改善命令とか、単なる事務手続きではなく、ある程度技術的なことになると、相当難しくなると思う。それを全ての市町村について 26 年度以降やるというのはちょっと無茶かなという気がする。形式上はできたとしても、実のある立ち入り検査はできないと思う。

津野部会長　基準としてこういう人員体制であるべきとか、事務の判断マニュアルみたいなものが必要になってくる。何年かにわたっては府の研修だとか、サポートが必要。

懸念することは、府の方も、経験を伴わなくなって研修をする能力のある方がだんだんいなくなってくるのではないか。府と市が一体となってサスティナブルなコンソーシアムを作って、そのための切磋琢磨する場を作るとか。

それから、新たな事象、問題が生じたときに、その対応をどうするか。

これをやることによるメリット・デメリットをきちっと押さえて、メリットは伸ばさないといけないし、デメリットはできるだけデメリットにならないようにしなければいかん。気がついたらとてつもない大きな組織になっていた、府がやっていたより３倍くらいの労力をついやしていたということになってもいけない。その辺は非常に難しい。

坂東委員　専門職員の人数で、誰がどういうふうに、この人は事務系、この人は技術系と決めているのか。

事務局　公務員の場合、事務系吏員と技術系吏員は職種が分かれていて、今日の出席者も化学職とか衛生工学職という技術系の職種。

桑野委員　移譲した後、市町村からのフィードバックはあるのか。環境全体のデータを取りまとめるために市町村からフィードバックがないといけないが、その体制はできているのか。

事務局　例えば届出を何件受理したとか、立ち入りを何件したとかに関しては履行状況調査を毎年やる。どんな問題が起こっているのかということに関しても、権限移譲市なり政令市と数ヶ月に１回会議をやって、集約をできる体制は整っている。

久野委員　例えば池田、箕面、豊能、能勢という複数の市町村でやっている場合、具体的にはどうやっているのか。

事務局　届出は能勢でして、その審査は池田でする。指導権限とか、立入権限は基本的には各市長。ただし池田市の職員は、職員の共同設置という地方自治法で新しくできた制度で広域の職員として能勢の方と一緒にまわり、現場に行って指導される。命令をうつ場合は、各市長が命令をうたれる。

久野委員　市町村も人を増やせと言われて、本当に増やせるのか。

津野部会長　大阪府がフォローしていくのが大事。ただ大阪府も今の体制が続くとは限らない。移譲したからどんどん減らせとならないか。手厚いことはだんだんと

難しくなってくると思う。

久野委員　率直に言えば、日常的な案件に関してはどうとでもなる。ただし、ことが公害ですから何か大きな問題が起きたときに、何かワーっとたたかれることが起きると思う。

津野部会長　大きな問題になる前に早く感知することが可能かどうか。片方は人数が増えない。片方は人数が減っていく一方。気がつけば対応できなくなっているというのが一番懸念される。やはり必要な人材は両方とも必要だし、こういう体制が少なくとも必要になってくるということを明らかにしておかないと、やはり少し気を抜くと公害問題というのは非常に大変なことになる。

○規制以外の手法について事務局が説明（資料３）

久野委員　例えば各事業場の汚濁負荷量あるいは大気の汚染物質の負荷量、こういったものを公表することを義務付けるのはどうか。見える化というのはいかがか。ただ罰則規定を置くのはかなり難しいと思う。部局の枠を乗り越えて何かこういうことをやればメリットがあると打ち出せないか。例えば府営の博物館の入場料をただにするとか。

坂東委員　市営地下鉄は民間の駐車場会社と提携してパーク＆ライドを推奨し、ピタパか何かでポイントが貯まるとか、仕掛けとしてとり始めている。何かそういうメリットのあるようなことを考えたほうがいい。なぜかと言うと、資料３－１で自主的努力が削減に果たしている効果を示していただいたが、改善が見られた項目としてマルを付けられた件数の多いのは、それに取り組んだ側が経済的にメリットのある項目が多い。例えば水の使用量、排水量とか。電気使用量、ガス、ガソリンの使用量とか。何かインセンティブがあったほうが効果的。

津野部会長　何かこれを対応したいからというものがあればより効果的なことが考えやすい。

事務局　役所に代わる例えば専門家集団と NPO があって、私こんなことで困っていると相談に行って、こんないい事例があるぞと指導を受けるというようなのがいい。全てを法律、条例の世界で裁いてしまうのはいかがか。

桑野委員　資料３－２の促進事例には、具体的なものと、そうでないものがある。ラベリングはもっと他のものにも適用でき、決めれば効果がある。しかし、例えば大阪府グリーン調達方針といっても具体的に誰にどうしなさいっていうのがよくわからない。環境教育・学習のハンドブックを作るのはいいことであるが、実際に指導者を育成して、みんなを教育していくシステムが必要。

津野部会長　大気汚染は、規制はなかなかいろんな問題があって難しいけど、何かアイデアがあって規制を越えてやるという必要性に直面しているのか。

事務局　新環境総合計画において大気環境基準をより確実に達成すると目標を置いて

いるので、排出量の削減は確実にできるところからやっていく。法規制であれば自動車 NOxPM 法や大防法があり、大阪府独自のものとしては流入車規制をしている。更に最近ではエコカーの普及を CO_2 対策でやっているが、窒素酸化物対策、PM 対策にもつながるので力を入れている。

津野部会長　あるレベル以上の会社においては計画を立てて、できる努力を計画なり方針なりに位置づけるというのも見える化の中で活用する。努力することが大事だ。あるいは、社会システム上、大気汚染排出量とか、あるいは水質汚濁の排出量が減るような都市計画について府は策定の促進に最善の努力を払い、環境白書に報告すべきだ。何をやるかについては各部局に任せたり、あるいはいろんなアイデアに対して細かに評価していくことがあってもいい。

事務局　企業は、CSR レポートを毎年作って、我々のところに送ってくる会社もある。排出削減の状況が書かれていたりする。そういう企業の自主的な取組みに役所がどう関わるのかということも是非ご議論いただければいいと思う。

津野部会長　アピールができる場を提供するということになるのでしょう。

久野委員　負荷量の少ないベスト 10 はどこかを広報するみたいなやり方もあると思う。

津野部会長　努力することによって経済的に潤うことが一つで、もう一つは誰かに認めてもらいたいというところがあると思う。市民のほうも努力がしっかり位置づけられてたほうがやりやすい。だから府としての責務は社会構造をそういうほうへ持っていく。普段我慢しろではなくて、みんなが楽しんでやって経済もそれによって活性化してハッピーになるという枠組みが考えられると一番いい。

〇反応系の大気汚染対策について事務局が説明（資料４）

坂東委員　硫酸イオンが相当多いのは驚き。春季、大陸からの風下にあるときに大陸由来の長距離移送で硫黄系が入ってくるのはおおよそ想像つくが、夏季でも結構硫酸塩が多い。前駆物質である SO_2 とか何かが府域か、その辺から来るということを物語っている。例えば前駆物質である SO_2 の濃度が、どこか府域で測定されているような例があれば、季節変動をチェックしていただきたい。SO_2 はもうほとんど問題にならないぐらい下がっているので、非常に不思議。

津野部会長　VOC の濃度自体は大阪府では下がっているのか。

事務局　国の推計によると、12 年度と比較して 22 年度は 48％ほど大阪府の排出量が削減されている。

津野部会長　紫外線というのは反応に効いているのか。

坂東委員　反応に効いてくる。紫外線量が、確か経年的に、非常に少ないですけど上がっているということはあるが、ただ地上までになるとどうか。

津野部会長　モニタリングと研究を進めていくと。それから越境の話も。

坂東委員　VOC についても、府域の中で成分について測っているか。

事務局　非メタンを常時監視で測定しているのと、個別に 22 物質の中に VOC となる物質があるので、月に 1 回の測定はしている。

坂東委員　発生源の寄与率の推計という部分になると、成分分析は欠かせない。

事務局　発生源寄与割合の推計になると、発生源の情報が必要。きちっと測れるようになればもう少し詳しく情報が拾えてくる。

坂東委員　以前勉強させてもらったときに、比較的大阪府域、あるいは近畿圏には、工場が多くて、塗料、塗装関係でベンゼン、トルエンなど BTX の関係が多い。光化学反応をすると粒子化しやすい成分でもある。成分がわかるだけでもたいぶ違う。是非、ちゃんと調べていただけるといい。

○健康影響のおそれがある場合の情報提供について事務局が説明（資料５）

久野委員　地下水の場合、環境基準で決まっている項目に限ってか。未規制の有害化学物質に関しては。

事務局　通常は環境基準にあるものしか測っていない。1,4-ジオキサンがまだ未規制の有害化学物質だった頃に、大阪府域の上水道水源に大量に検出されたことがあり、そのときは取水停止をするとともに公表している。

津野部会長　茨城県の事例はきちっとフォローされておいたほうがいい。どこでどういう状態で起こって、なぜしなかったのかとか。仮に大阪府だったらどの時点でどうなっていたのかと。

久野委員　大防法なり、府条例で、石綿の敷地境界基準を決めますよね。そこでの測定義務と報告義務はないのか。

事務局　業者に測定義務が作業前、作業中、作業後に課されている。大阪府の情報公開審査会の答申で明確な技術上の基準であれば、基準違反の企業名の公表は当該法人の競争上の地位を脅かすものではない、是正措置をすれば信用を回復することは出来るのだから公表しても差し支えないという答申も出ている。生環条例 106 条の３項の弁明の機会の付与が、アスベストの飛散している状況が止まらないような場合に近づかないでという告知をする場合に支障となる可能性がある。関係課と議論して変えていきたい。

津野部会長　工事の直ちのストップというのはないのか。

事務局　場合によっては可能。

津野部会長　この事例は、いずれも直ちにストップされた？

事務局　基準を越えたら原則として。命令も条例であるが、それをかけるまでに止めさせている。

久野委員　いずれにしても直ちにしなければまずい。

津野部会長　迅速な対応というのが一番大事だし、原因究明も即やるというのが非常に大事。我々苦い経験を何度もしてきているので、よろしくお願いしたいし、是

非その体制は堅持してもらいたい。

久野委員　地下水に関して気になるのは、環境基準で決まっている以外のいわゆる要監視項目は測っていないのか。

事務局　土壌汚染対策法の調査は、調査命令を発して調査するので、法律にない項目までも命令するということは困難な状態になっており、実際に土壌汚染状況調査の中で測るのは環境基準項目。

久野委員　全国的な観点から環境基準で決める必要がなくても、近傍であれば当然異なる健康リスクがある。そういった物質が見つかったら考えておいたほうがいいように思う。